

福岡県公報

平成20年 3 月17日
第 2 7 9 8 号

目 次

告 示 (第425号 - 第432号)

都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	2
大規模小売店舗立地法第 6 条第 5 項の規定に基づく届出	(商業・地域経済課)	3
大規模小売店舗立地法第 6 条第 5 項の規定に基づく届出	(商業・地域経済課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
公 告			
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	4
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(生活衛生課)	6
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(生活衛生課)	6
福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案の募集	(県民情報広報課)	6
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(健康対策課)	8
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(健康対策課)	8
選挙管理委員会			
平成19年 4 月 8 日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正	(地 方 課)	8

公安委員会

警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	9
教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	12

告 示

福岡県告示第425号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定に基づき、平成15年 3 月福岡県告示第455号太宰府都市計画公園事業 4 ・ 3 ・ 1 号高雄公園（太宰府市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のように告示する。

平成20年 3 月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 事業施行期間
平成15年 3 月 7 日から平成22年 3 月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成15年 3 月福岡県告示第455号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第426号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成20年 3 月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年 2 月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人ZIPANGこが

(2) 代表者の氏名
阿部 友子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県古賀市今の庄1丁目1番34号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、地域社会に対して、市民主体の文化・芸術活動、健康づくり、青少年の育成、環境改善、よろず相談、その他地域振興に関する事業を行い、安心して住み続けられる明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第427号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町大字東隈字屋敷ノ下66番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫郡那珂川町大字東隈173番地
富永 藤雄

福岡県告示第428号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日
平成20年2月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ホームプラザナフコ前原西店
(2) 所在地 福岡県前原市大字神在77番地1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社 ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社 ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

4 大規模小売店舗を新設する日
平成20年10月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,428㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県前原市大字神在77番地1	180

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県前原市大字神在77番地1	30

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)

福岡県前原市大字神在77番地 1	135.32
------------------	--------

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県前原市大字神在77番地 1	26.74

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社 ナフコ	午前7時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1ヶ所 前原市大字神在77番地 1

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時～午後8時まで

福岡県告示第429号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成20年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社 ナフコ	ホームプラザナフコ二日市新店 福岡県筑紫野市塔原363-1 外

福岡県告示第430号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模

小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成20年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
昭和自動車株式会社	ホームプラザナフコ二日市店 福岡県筑紫野市二日市北二丁目3番3号

福岡県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	一般国道	322号	前	久留米市合川町1267番4先から 久留米市野中町890番1先まで	16.0 ～ 16.3	59.0
			後	久留米市合川町1267番4先から 久留米市野中町890番1先まで	20.0 ～ 20.0	
久留米	県道	久留米線	前	久留米市宮ノ陣二丁目1059先から 久留米市宮ノ陣二丁目1059先まで	6.3 ～ 6.7	21.2

		小 郡	後	久留米市宮ノ陣二丁目1059 先から 久留米市宮ノ陣二丁目1059 先まで	6.3 ~ 10.2	21.2
久留米	県 道	富 多 大 城 線	前	久留米市北野町金島289番 3先から 久留米市北野町大城19番2 先まで	9.0 ~ 60.0	272.0
			後	久留米市北野町金島297番 1先から 久留米市北野町大城19番2 先まで	9.5 ~ 53.0	280.0

福岡県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	322号	久留米市合川町1267番4先から 久留米市野中町890番1先まで
久留米	久留米 小 郡 線	久留米市宮ノ陣二丁目1059先から 久留米市宮ノ陣二丁目1059先まで
久留米	富 多 大 城 線	久留米市北野町金島297番1先から 久留米市北野町大城19番2先まで

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成20年3月3日

2 処分を受けた者の商号等

商号 又は名称	主たる営業所 の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 久保組	朝倉市長洲725 - 1	田中トシエ	平成17年8月2日 福岡県知事許可（特 - 17） 第70149号
株式会社 半田建設	朝倉市三奈木961 - 2	北原 智子	平成16年8月10日・平成17年6 月14日 福岡県知事許可（特・般 - 16・ 17） 第60968号
株式会社 泉組	朝倉市秋月895	泉 吉長	平成18年9月10日 福岡県知事許可（特 - 18） 第2230号
株式会社 大内田組	朝倉市相窪575 - 1	大内田 功	平成15年10月23日・平成16年12 月3日 福岡県知事許可（特 - 15・16） 第90901号
日迎建設 株式会社	朝倉市大字池田437 - 5	高山 雄智	平成17年9月12日 福岡県知事許可（般 - 17） 第60469号
株式会社 淵上建設	朝倉市佐田4258	淵上 正裕	平成18年9月7日 福岡県知事許可（特・般 - 18） 第28284号
株式会社 別府土建	朝倉市柿原310	別府 透	平成18年1月11日 福岡県知事許可（特・般 - 17） 第29062号

武藤建設株式会社	朝倉市牛木579 - 1	古賀 一夫	平成19年8月12日 福岡県知事許可(特-19) 第33126号
----------	--------------	-------	--

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

ア 株式会社久保組
平成20年3月18日から平成20年6月15日までの90日間

イ 株式会社半田建設
平成20年3月18日から平成20年6月15日までの90日間

ウ 株式会社泉組
平成20年3月18日から平成20年6月15日までの90日間

エ 株式会社大内田組
平成20年3月18日から平成20年6月15日までの90日間

オ 日迎建設株式会社
平成20年3月18日から平成20年6月15日までの90日間

カ 株式会社淵上建設
平成20年3月18日から平成20年6月15日までの90日間

キ 株式会社別府土建
平成20年3月18日から平成20年5月16日までの60日間

ク 武藤建設株式会社

平成20年3月18日から平成20年6月15日までの90日間

4 処分の原因となった事実

(1) 株式会社久保組の元代表取締役及び元取締役は、平成18年8月1日施行の福岡県朝倉市発注に係る「起工第1号地域農業活動拠点施設整備工事」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、福岡地方裁判所久留米支部から、元代表取締役は懲役1年(執行猶予4年)、元取締役は懲役10月(執行猶予3年)の刑の宣告を受け、平成19年11月22日にその刑がそれぞれ確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

(2) 株式会社半田建設の元代表取締役は、平成18年8月1日施行の福岡県朝倉市発注に係る「起工第1号地域農業活動拠点施設整備工事」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、福岡地方裁判所久留米支部から懲役1年(執行猶予4年)の刑の宣告を受け、平成19年11月22日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

(3) 株式会社泉組の代表取締役は、平成18年8月1日施行の福岡県朝倉市発注に係る「起工第1号地域農業活動拠点施設整備工事」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、うきは簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成19年11月9日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

(4) 株式会社大内田組の代表取締役2名は、平成18年8月1日施行の福岡県朝倉市発注に係る「起工第1号地域農業活動拠点施設整備工事」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、うきは簡易裁判所からそれぞれ罰金50万円、罰金30万円の略式命令を受け、平成19年11月9日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

(5) 日迎建設株式会社の代表取締役は、平成18年8月1日施行の福岡県朝倉市発注に係る「起工第1号地域農業活動拠点施設整備工事」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、うきは簡易裁判所

から罰金50万円の略式命令を受け、平成19年11月9日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

(6) 株式会社淵上建設の代表取締役は、平成18年8月1日施行の福岡県朝倉市発注に係る「起工第1号地域農業活動拠点施設整備工事」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、うきは簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成19年11月9日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

(7) 株式会社別府土建の取締役は、平成18年8月1日施行の福岡県朝倉市発注に係る「起工第1号地域農業活動拠点施設整備工事」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、うきは簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成19年11月9日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

(8) 武藤建設株式会社の代表取締役及び取締役は、平成18年8月1日施行の福岡県朝倉市発注に係る「起工第1号地域農業活動拠点施設整備工事」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、うきは簡易裁判所から、代表取締役は罰金50万円、取締役は罰金30万円の略式命令を受け、平成19年11月13日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで製菓衛生師法施行細則（昭和42年福岡県規則第35号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健福祉部生活衛生課に備え置きます。

平成20年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の改正は、学校教育法の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）が制定さ

れたことにより、様式で引用する学校教育法の条を改めるほか、用語や様式の整理など形式的な改正であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に規定する軽微な変更等に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成20年3月17日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県ふぐ取扱条例施行細則（昭和54年福岡県規則第12号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健福祉部生活衛生課に備え置きます。

平成20年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、学校教育法の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）が制定されたことにより、様式で引用する学校教育法の条を改めるほか、用語の整理など形式的な改正であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 公布日

平成20年3月17日

公告

次のとおり福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案を募集します。

平成20年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明

書によるほか、説明会を開催する。)

2 参加資格

提案参加者は、以下に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月30日福岡県告示第711号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）のうち、業種区分が03 - 02（活版印刷）又は13 - 06（広告宣伝）で、「AA」又は「A」の等級に格付されている者（福岡県総務部総務事務センター調達班において格付の確認を行うこと。)
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (4) 質の高い誌面が作成できること。
- (5) 年間を通して確実な履行が見込めること。
- (6) 県内の地域事情に精通していること。
- (7) 常に連絡が取れ、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。
- (8) 提案書を製作したスタッフが採用後も製作に当たることができること。
- (9) 過去5年間にカラーページを含む、月刊誌、隔月誌又は季刊誌を継続して発行したことがあること。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の場所及び名称
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部県民情報広報課広報係
電話番号 092 - 643 - 3102

- (2) 提案説明書の交付

ア 期間

平成20年3月17日（月）から平成20年3月24日（月）までの県の休日を除く毎

日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

- (3) 提案参加申込み

ア 申込書

提案説明書に添付されている様式を用いること。

イ 提出期限

平成20年3月25日（火）午後5時00分

ウ 提出場所

(1)の部局とする。

エ 提出方法

必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。

- (4) 説明会の開催

ア 日時

平成20年3月26日（水）午前10時30分から

イ 場所

福岡県吉塚合同庁舎 702会議室（7階）

福岡市博多区吉塚本町13番50号

- (5) 提案書等の提出

ア 期限

平成20年4月10日（木）午後5時00分

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。

エ 提案書等の審査

提案書等の内容についてヒアリングを実施し、「平成20年度福岡県広報誌『グ

ラフふくおか「製作業務委託業者選定委員会」で審査する。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで調理師法施行細則（昭和34年福岡県規則第60号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健福祉部健康対策課に備え置きます。

平成20年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見公募手続を実施しなかった理由

他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理、その他軽微な変更にあたるので、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 公布日

平成20年3月17日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで栄養士法施行細則（昭和36年福岡県規則第9号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

No.2

候補者氏名	小山達生	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	生津博昭
第1回報告分	期間 平成18年12月21日から平成19年4月17日まで			報告書受理年月日	平成19年4月18日

に掲載するほか、福岡県保健福祉部健康対策課に備え置きます。

平成20年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見公募手続を実施しなかった理由

用語の整理であり、軽微な変更にあたるので、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 公布日

平成20年3月17日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、平成19年4月8日執行の福岡県議会議員一般選挙（宗像郡選挙区）における候補者小山達生の出納責任者から訂正があったので、同法第192条第1項の規定に基づき公表した平成19年4月8日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（平成19年12月14日福岡県選挙管理委員会告示第162号）の一部を、次のとおり改める。

平成20年3月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

平成19年4月8日執行の福岡県議会議員一般選挙（宗像郡選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、小山達生の項を次のとおり改める。

収 入		
主たる寄附		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
自由民主党福岡県支部連合会		500,000円
自由民主党福岡県第4選挙区支部		500,000円
その他の寄附	24件	240,000円
その他の収入		4,000,000円
今 回 計		5,240,000円
前 回 計		0円
総 計		5,240,000円

支 出		
人 件 費		540,000円
家 屋 費		174,400円
(選挙事務所費)		170,000円)
(集会会場費)		4,400円)
通 信 費		0円
交 通 費		33,580円
印 刷 費		1,328,565円
広 告 費		970,252円
文 具 費		27,601円
食 糧 費		36,125円
休 泊 費		0円
雑 費		10,697円
今 回 計		3,121,220円
前 回 計		0円
総 計		3,121,220円

公安委員会

福岡県公安委員会告示第83号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する検定を、次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成20年3月17日

福岡県公安委員会

1 検定の種別、実施日、時間及び場所

(1) 交通誘導警備業務2級

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
平成20年6月17日（火）	午前9時から午後5時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成20年6月19日（木）		
平成20年6月30日（月）		

(2) 雑踏警備業務2級

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
平成20年6月24日（火）	午前9時から午後5時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(3) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成20年6月26日(木)	午前9時から午後5時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受検定員

各検定15名

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務(1級)

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会が上記アに掲げる者と同程度の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務2級及び雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

4 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については、実技試験を行わない。

5 学科試験及び実技試験

(1) 交通誘導警備業務(2級)

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務(2級)

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 雑踏警備業務(1級)

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請受付期間及び申請方法等

(1) 受付期間

平成20年5月1日(木)から平成20年5月23日(金)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後6時までの間

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通
- (イ) 住所地を疎明する書面(住民票の写し、免許証の写しなど)
- (ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)
- (エ) 1級検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面
 - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書など)
 - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書など)
- (ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)
- (エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面
 - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書など)

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話(093(381)2627)に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。

受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めて3日以内に住所地(受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記6(2)に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が申し込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

(4) 検定手数料

- ア 交通誘導警備業務(2級) 14,000円
- イ 雑踏警備業務(2級) 13,000円
- ウ 雑踏警備業務(1級) 13,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

7 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

8 その他

- (1) 受検当日、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参(各受検者への貸与ロッカーあり。)すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、午前9時から午後6時(県の休日を除く。)までの、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター(電話 093(381)2627)に

対して行うこと。

- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第84号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成20年3月17日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査（大型二種、中型二種、普通二種免許及び大型、中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引）

2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成20年4月17日（木曜日） 午前9時00分～午後5時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 「福岡県指定自動車学校協会」
平成20年4月18日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 「福岡県指定自動車学校協会」
平成20年4月21日（月曜日） 〃 4月22日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	飯塚市仁保23番地21 「筑豊自動車運転免許試験場」

3 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を複写した

もの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
大型二種、中型二種、普通二種	13,300円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
大型、中型	15,650円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通	12,150円	
特定第一種	9,500円	

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年4月9日（水曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時30分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年4月9日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811 - 1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092 - 566 - 2892

別表1

免除される審査細目	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,000円
3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,750円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円を減ずるものとする。	

別表2

免除される審査細目	大型免許、中型免許に係る額	普通免許に係る額	特定第一種免許に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	4,100円	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,300円	1,350円	1,300円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円	1,250円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,250円	1,250円

5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,250円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,400円	1,200円	1,150円

備考

- 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては9,200円、「普通」を受けようとする者にあつては6,350円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては3,750円を減ずるものとする。
- 4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては3,050円、「普通」を受けようとする者にあつては2,600円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては2,550円を減ずるものとする。
- 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては14,900円、「普通」を受けようとする者にあつては11,400円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては8,700円を減ずるものとする。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）